

## 庁舎再編整備特別委員会会議録

### 1 審査事件

#### (1) 議案第94号 魚沼市役所の位置を定める条例の制定について

### 2 調査事件

#### (2) その他

3 日 時 平成27年12月11日 午後1時40分

4 場 所 広神庁舎3階 議場

5 出席委員 大平恭児、富永三千敏、志田 貢、佐藤敏雄、岡部計夫、大平栄治、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、星野武男、高野甲子雄、星 吉寛、下村浩延、本田 篤、森島守人、大屋角政、森山英敏、(浅井守雄)

6 欠席委員 岩井富士夫

7 説明員 大平市長、小幡副市長、酒井企画政策課長、桜井土木課長、森山企画政策室長

8 書 記 小幡議会事務局長、中川主任

### 9 経 過

開 会 (13:40)

星委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから庁舎再編整備特別委員会を開会します。

#### (1) 議案第94号 魚沼市役所の位置を定める条例の制定について

星委員長 日程第1、議案第94号 魚沼市役所の位置を定める条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

大平市長 ありません。

星委員長 それでは、皆さんから質疑はありますか。

森島委員 当局側、今定例会に条例を提案されました。この提案理由も記載のとおりであります。建設に向けて市民への説明、あるいは一定の理解を得たものということでこの提案をされたのか、まずお聞かせ願います。

大平市長　市民から一定の理解を得たものということですが、これについては、どういうところを基準にして考えていいのか、少し曖昧なところがありますが、魚沼市としては、新庁舎をつくると言ってから、この間、各地区をまわりそれぞれ説明会を開催しましたし、私としましてもコミ協から説明を求められ説明をした経緯もあります。そうしたさまざまな団体への説明は一通りやってきているという中で、今に至っております。そうしたことが、次のステップに進めるということとして、今こうやって皆さんに求めてるところであります。

森島委員　確認を含めて聞きますけど、合併特例債を使う場合は、庁舎建設の完了は平成31年度末、つまり平成32年3月までに完了しなければならないということによろしいか。

酒井企画政策課長　おっしゃるとおり、特例債を使うには平成31年度末までに完成が必要です。

森島委員　合併特例債の申請については、事業費の額が決まらなければ申請ができないということか。つまり実施設計ができなければ事業費の確定ができないということですので、それまでにできなければ申請はできないという解釈でよろしいか。

酒井企画政策課長　特例債は年次毎に借入れを行います。金額については実施設計があつて、最終積算になりますので、当初に当たりましてはおおむね見込んだ額で国に申請するということになります。

森島委員　おおむねというのは、今1万平米で庁舎を建てますという概算47億数千万というものがあればいいということですか。

酒井企画政策課長　今の概算だけでは申請できませんので、最終的に実施設計が必要になります。

森島委員　そうしますと合併特例債を申請する際に、事業費のかわりといいましょうか、例えば自治体がこういうものをつくりますからという確約書でかえることができるのか。あくまでも金額がなければ、事業費が決まらなければ、要するにだめなのか。あるいは、自治体が確約書をもってこういうものをつくります、合併特例債に適用はできないのかという、こういうことはありうるのか。

酒井企画政策課長　庁舎については、新市建設計画にありますので該当になるということです。ただ、該当にならない部分もあるかもしれませんが、県へ年次計画で当初出し、今年度はこれだけ、次年度はこれだけという形でやっていきますし、額についてはその年度の額が決まってから整理ということになります。

関矢委員　私は委員会で再三話をさせてもらっておりますけども、まず、この条例を今定例会に提案されたわけなんですけども、この条例を決めなければ今後の庁舎建設の作業には進めないのかどうか。

酒井企画政策課長　はっきりとした形で進めていくには、条例を制定してからのほうが設計等含めて順調に進むと思っておりますので、今回このように提案させていただきました。

関矢委員　たしかに位置がはっきりして条例で決まったほうがやりやすいというのはわからないでもないですけども、今までの住民説明会の中でようやく基本計画の5カ所の候補地の中から1カ所に絞り込んだ、ついこの間、執行部側、議会側もおおむねそれに意見が合ったわけなんですけども、それをこれから説明会を開くわけですよ。そして、候補地が決まってからこそやっと庁舎の形だとか、今後の庁舎を中心とした市街地の形成、まちづくり

の形成だとか、そういうことが計画できるんだと思いますよ。その辺をやはり市民に示さないうちに、位置だけを先行して決定するのは私はいかかなものかと思っています。その中で、今、県内の庁舎をつくった自治体を見ますと、燕市は完成が平成 24 年度末に完成してありますが、計画を 20 年度に策定して、21 年度当初にプロポーザルを行って設計を決定し、その後の 3 月定例会でようやく条例を可決しております。また、新発田市は、去年から建設始めて来年春に完成の予定なんだそうですけど、いまだに条例の制定がされておりません。また、議会で視察に行きました安曇野市、ここも基本計画を出して地質調査を行い、設計のプロポーザルを行って、その後に条例を提案して可決しております。やはり私はそれぐらいしっかりと説明をした中で、最終的に議会が責任を持つわけですよ、3 分の 2 という、この特別多数議決ですから。それほど重要な案件なわけですよ。ですので、我々はそこまでやはり市民にどれだけの庁舎ができるんだと、これからその庁舎を使ってどうなるんだと、また、既存の庁舎はどうするんだと、そういうことをしっかりと説明をした中で、だからここにつくりましょうというふうに胸を張って私は賛成していきたいと思っています。そういう中で市長どうですか。今ここに出された、たしかに高いハードルだから今クリアをしたいというのは市長の考えだと思うんですけども、その辺どうですか。

大平市長　高いハードルと言いましても、昨年度からこうした庁舎建設に向けて議会の皆さんとは議論を重ねてまいりました。私は、考え方としてはずっと先にある程度 1 本に絞った中で、まずは議会からこの位置でいいということ認めていただく。これが、最初のステップだと考えております。考え方の中には、でき上がってからでもいいじゃないかという方もいらっしゃるかもしれませんが、もしそうだとすると完成するまでの間、議論がいくつも出てきてなかなかまとまらないという中で、建設が始まってしまえば庁舎の位置は変えられるわけではないんですけども、ただ、作業的に進めていくには最初に位置を決めて、その位置が決まってから、そこを市民の皆さんとどういうまちづくりをしていくかという話を進めていくほうが理想的ではないかなと思っています。このことについては、議会の皆さんが 1 つではないと思っておりますので、これは議会の皆さんの判断が重要になってくるものと思っています。

関矢委員　この特別多数議決、出席議員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、庁舎の位置を定めることはできません。これは自治法の 4 条に記載されています。なぜ記載されてるのか。これは、それだけ市民の利害にからむからですよ、だから議会はしっかりと慎重に議論して、決定しなさいということで自治法に定めてあるわけですよ。そういう中で、議会も特別委員会も市長ご存知のように建設の方向で検討に入り、5 つの候補地から 1 つに絞ってきたわけですよ。候補地として。ようやくそこまでできたわけですから、その中でしっかりと住民にこういう庁舎なんだということを説明をしてから、私ども議会が責任を持って、3 分の 2 以上の賛成をもって、決めることが私は理想だと思っています。ですので、できれば私の願いですけども、この議会の中で、議員の中でどれだけの人が私に賛同するかわかりませんが、この定例会で出された条例提案を撤回していただきたい。市長、どうですか。

大平市長　私は今までの経緯の中で、今回、提案させていただきました。ここで、撤回ということは考えておりません。

渡辺委員　いくつか確認させていただきたいと思います。今ほど合併特例債につきましては、

年次ごとの計画を立てて、まず県に申請するというものであります。そうしますと、仮定の話なんですけども、合併特例債、完成が31年度末ということであればそれまでにできあがるように当然努力はしていただけるものと思います。新発田市の例を見ましても、非常に建設費用等が高騰したことによって、なかなか入札が不調だったりとか、それによって事業のほうが遅れたりですとかそういったことがあったというようなことも聞いておりますので、必ずしも頑張っただけでそこまでするにしても、できなかった場合そのようなときには年次ごと終わってる分については返さなければいけないというようなことが出てくるのでしょうか。

酒井企画政策課長　最終的に31年度末までに完成しなければ、合併特例債は使えませんので、そういう可能性はあると思います。

渡辺委員　先ほどの説明ですと、この合併特例債を借りるために新発田市の事例もありますので、位置が決まらなければ合併特例債を借りられないということではないと理解してよろしいでしょうか。

酒井企画政策課長　庁舎を整備するというので借りるわけですので、位置が条例で決まっていなくてもそれは可能だと思います。

渡辺委員　そうしますと、今ほどお二人の方から質疑があったわけですけど、住民の皆さん方の合意を得ながら、合併特例債も間に合わせるように頑張っていくということであれば、別にここで必ずしも可決する必要もないということになってくるかというふうに思っております。先ほど市長は高いハードルですし、また議員の皆さん方の考え方が1つでないこともよく理解しておりますというふうにおっしゃいましたけれども、やはり高いハードルであるがゆえに議員全体の合意ですとか、3分の2がとれるだろうという努力のもとに出してきたんだと思うんですけども、そのあたり市長としては、十分に理解をさせていただけるというふうなつもりで、ここは出してきたのでしょうか。

大平市長　理解してもらえるとこのつもりでということですが、つもりという言葉は使いたくありませんが、少なくとも今後この議会の皆さんから新しい庁舎をつくるということでは、多くの方から理解いただいていると考えております。ですから、その時期としては今定例会で提案させていただきたいと考えております。

渡辺委員　つもりではやはりなく、確信を持って本来であれば出してこないとやっぱりこれ3分の2の特別議決ですし、もしここで否決とかになった場合には非常に混乱をきたすというふうに思います。そういう意味では市長の出すタイミングというのは、本当に慎重でなければならないのではないかなと、こんなふうに私は考えています。まだまだ住民の理解がない中で、議会の中とすると、議会の中のこの特別委員会の中で位置についてはこのあたりがいいだろうというこのところの合意はできていますけども、合意ではないですね、大方の議員の中で今回市長が提案してきたところが、一番人数的には多いとは言いながらも、まだクリアしなければならないいろんなことがあると思います。地質調査もまだです。それから、次にプロポーザルをしながら設計をしていくわけですけど、その予算的な裏づけも前回私ちょっと出席できませんでしたが、前々回の委員会の中では、予算の裏づけも正直なところまだきちんとしたシミュレーションもない中では、なかなか地質調査、プロポーザル等はしてもらってもいいけれど、本当にその後のいろんな手続きの中で何か不安材料が出てきたときには、やはり違う考え方にならざるを得ないことがないとは限ら

ない中で、今ここでそのことを決めていくことについては非常に住民も理解できないのではないかと思います。市長とすると住民への理解については、この位置ですね、今回1回だけの説明のつもりらしいんですけど、どのように位置のこと、先ほど市長は建設についての説明会はしました、ただし、位置についてはまだ全く住民説明してないんですけど、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

大平市長 位置の説明を全くしてないということですが、今まで議会も、そして市民説明会の中でも5カ所の位置については説明をさせていただいております。

渡辺委員 この位置に決まったという経緯についてや、それからこの位置についてということについての説明ということですか。

星委員長 渡辺委員は欠席をされておりましたが、11月25日位置の選定について、この特別委員会で検討させていただいております。

渡辺委員 その中でも今後、13日の説明会をもってということだったと思いますので、住民の反応等がない中で、なかなか決められないのではないかと。また、そこを見て次の段階もまた考えなければいけないというふうには私は考えてます。質疑ではありません。

大平市長 今まで特別委員会を開催し、最終的に先ほど11月25日に議会の皆さんからの意見の中で最終的な位置は、私は、議会の皆さんからは認めていただいているものと思っています。市民説明会はやはり議会への説明を経てから、最終的な位置については市民説明会に出ていくことだと思っています。その順番としては、きちんと進んでいるものと考えています。

渡辺委員 見解の相違です。

岡部委員 今、位置の問題を議論してるんですけども、市長、執行部は1年前から表明して、いろんな説明会をやってきましたというふうな説明なんですけども、市民のほうも去年言われたときは、あまり関心がなかった人も結構いたと思うんです。ところが最近になって、位置を決めるとか、候補地とか、そういったものがどんどんどんどん新聞発表されてきます。そうしてようやく最近市民も関心を持ってきたところの、ちょっと執行部が考えてるずれとか、市民の中にずれがあるような気がするんです。ここで今、執行部がやろうとしてる位置を決めれば、もっとやりやすくなるというのはよくわかるんですけども、そこがどうしても縮まらないとか、なぜならば今まで斎場の問題がありました。最初土地が高いとかということで反対がありましたけども、議会で決めました。その後やっていったら土地の調査をしてなくて軟弱だったと、そこにまた費用がかかったと、掘ってみたらごみが出てきたと、そこにもやはり3,000万円近くの費用がかかると。どんどんどんどん議会が議決したから、それはやむを得ないんだということで、どんどんどん税金がそこにつき込まれていくわけですよ。ですから、今回3分の2という大変なハードルがある。これを決めた後、また庁舎を建てる地質を調べてみたら、いろんなことが出てきた、総事業費が47億2,000万とありますけど、これが上限なのか、もっともつといういろいろしたらそれがふえて50億、60億になるのか。市民はできるだけこの庁舎も借金しなければつけれないんですけども、借金は少ないほうがいいわけですよ。ところが議会で議決したあとでどんどんどんどんそういうことが出てきてふくらんだときに、我々は責任がとれるのかと、議員として。そういうことが懸念されるので、そういうことをしっかりと議論して事業としても47億2,000万よりかかりませんよと、そこをもっともっと縮

小していくのか、もし、かかるとしても10億くらいのプラスマイナスでやっていけるのかとか、そういうところが見えてこないと我々もきちんと責任ある議決はどうかというところもちょっと考えざるを得ないんですね。その辺のところをよく理解していただいて、あと、その基本設計のあとに、今いろんなパブリックコメントですね、庁舎の規模だとか内容についていろいろやりたいというところがあるんですけども、これから2月くらいには説明するということですが、そのときに市民の声が届いて設計変更ができるのかどうか。井口小学校もグラウンドの問題で決めました、陳情がありました、少し変更しなきゃいけないと、あとあと決まった後、いろんな問題が市民から出てきたときに、我々の対応も困るわけです。そういうところをしっかりと議論した中で進めていかなければだめなんじゃないか。だから、ここはもう少し慎重に市民によく説明をして理解した中で進めたほうがいいんじゃないかなと、こういう意見なんですけどいかがでしょうか。

大平市長　　議会の皆さんが、あとあと困るという話、それもおかしいことだと私は思います。議会の中で決定されたということは、議員の皆さんにもその責任は当然あります。後々自分たちがそう言われて困るといふことには、それは決定するときにお互いの中で責任を持って進めていくべきであるし、市民に対して説明責任ができるように私たちはこうして議論してるわけです。それをあとでこういう要望が出てきては困るとか、市長と議員の関係というのはそうではなく、やはりここでしっかりとそれぞれ調査しながら、最終的に魚沼市としてどういうことが必要なのか、それを決定する機関だと私は思っています。当然進んでいく中で、また修正するところはあるかもしれませんが、基本線としてはやっぱりそこはきちんと決めていく、これが大切だと思います。それから、次に酒井企画政策課長から補足がありますので、よろしく願いいたします。

酒井企画政策課長　　建設費用のことですが、47億2,000万円は市が概算で算出した金額です。これで全ていくのかと言いますと、そうではありません。金額についてはこれからの設計の中で、皆さんと協議する中で減らす、ふやすが可能だと思っています。このほかに用地を取得するならば用地費用がかかります。駐車場整備が必要ならば駐車場費用がかかります。それらの経費が含まれておりません。これらについてはプロポーザル設計者を決めてから、市民の皆さんを交えながらの話の中で決めていくということになります。全て決まっています皆さんの声が入らないということではありません。一緒に考えながらつくっていくというスタンスにしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

岡部委員　　我々市民の代表であることで、市民の意見を網羅した中で発言してるわけですが、やはりパブリックコメントとかいろんな形で今まで市民も参加してきてますけども、どの会場に行ってもそれがなかなか反映されてないという意見がいっぱいあるわけですよ。それは採用するに値しないとか、そんなことばかりできてるからやっぱり市民としても一生懸命考えてる人からすれば不満なわけですよ。そういうことがしっかりとその基本設計した後でも意見がやはり反映されるのかどうかと、そこを我々も確認していかないと。我々も代表ですけども、市民も主役ですから、市民の意見をどういうふうに反映するかというのは大事なことだと思うんですけど、いかがでしょうか。

大平市長　　当然市民が主役です。ただ、これから庁舎を建設する中で先ほども申し上げましたが、プロポーザル方式で設計を決めていく。そうした中で、市民と専門家を交えて新しい庁舎をどういうものにするかという話し合いをするということを、毎回お話しさせてい

ただいてます。そうやって進めていくことがこれからの新しい魚沼市のあり方、官民協働ということではないでしょうか。

岡部委員 お言葉を返すようですが、そういう話は行政よくするんですけども、ことごとく裏切られてきてるとというのが現実です。そう言いながらもやってないのが現実です。ですから、そこをきちんと担保とりたいわけですよ。きちんとそういうことでやりますと市長がそういうふうな形で市民の意見もしっかり取り入れながらやりますということを明言してくれれば、いいかと思いますがいかがでしょうか。

大平市長 今、明言させていただいたつもりであります、今までという話をさせていただければ、第2次総合計画の策定もみらい会議という中で市民の皆さんから参加していただきつくり上げております。魚沼市としてはまちづくり委員会もあります。それぞれ市民の皆さんから参加していただくという方向が、合併してから進んできてるものと私は思っています。

岡部委員 おっしゃいますけど、この前、私一般質問しましたように、みらい会議も最初は出てました、かなりの出席率でした。それが10代の人がほとんど出なくなったり、最後は40%ぐらいの参加者の中で決めたということは、これは全部市民の意見を網羅した中でできたものかどうかというこの評価はいろいろありますけども、そういう現実がある中で、ですからもっともっと主役である市民の意見を聞いてやる方向も、別のいろんな説明の仕方とかあると思いますけども、そういう努力をなさるのかどうか。そこだけお願いします。

大平市長 みらい会議の参加者が少なくなった理由はよくわかりませんが、庁舎建設に関しては、私は専門家を交えて庁舎だけではなく、周辺のこれからのまちづくりも含めて話ができる機会をつくっていきたくて考えています。

佐藤(肇)委員 今回、基本計画にあわせまして、土地の5カ所の候補地を点数で評価してもらってますけども、コンサルタントに依頼し、第三者的な考え方で評価していただいたのでしょうか。

酒井企画政策課長 おっしゃるとおり、コンサルタントから第三者的な目を見ていただくということで委託しました。

佐藤(肇)委員 いくつかの指標をつくっていただいております。1つ気になってるところが、道路の幅員だとかいろんなことで何メートルから何メートルという範囲の中で点数付けがされておりました。そういったものをどういう根拠がそこにあつたのかなというのが少し気になったところでもあります。歩道があるとかないとか、そういうことじゃなくて、ただ単に道路幅員という形の表記だったりということだったわけです。もう1つ、いろんな観点で外から見たということで、ある程度中の目ではなくて客観的に評価をいただいているというようなことで私は評価をさせていただきたいとは思ってるんですが、酒井企画政策課長の説明でも文書を読んだというような形の説明ですので、その内容についてなかなか伺いすることができなかったというところもあったように思っています。そういったことで、私はこの委員会にそのコンサルタントを呼んでいただいて、質疑するようなことができないかということをご提案させていただければと思います。

星委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (14:14)

休憩中に懇談的に意見交換

再開（14：20）

星委員長　休憩を解き、会議を再開します。

関矢委員　先ほど私は市長にこの議案を撤回しないかという提案をしましたら、しないという事ですので、中身の議論をさせていただきますけれども、まずここの候補地の法的制約、都市計画の用途変更が必要になってまいります。その中で、北部公園は第2種の中高層住宅地域になっておりますが、そこを準工業地域に変更するわけでしょうけれども、どこまでのエリアを変更する予定なのか、決まっていたら聞かせてください。

酒井企画政策課長　どこまでの範囲というところまでは決まっておりませんが、この場所に決まりましたら早急に話を進めたいと思っております。

関矢委員　まだ決まっていないということですので、関係する地元への用途変更の説明は、どこまで進んでいますか。

酒井企画政策課長　地元への説明は、しておりません。ただ、地元、近隣自治会を含め町内会の方々から陳情書が出ておまして、協力いただけるという話はいただいております。

関矢委員　その辺も、きょうの午前中の産建の委員会もそうなんですけど、確かに地元の自治会からここに庁舎をとという要望書が出ているのはわかりませんが、都市計画の用途が変わることによって土地の見方、評価額といいますか、そういうことも影響してくるわけですよ。個人の財産に影響するんですよ。そこをやはり地元にしかりと説明して了解を得ないと、簡単に半年あればクリアできますよという考えでおられるようではですけども、そこもまだクリアできていない、準備もしていない中で、なかなかそこに条例を持っていくのは私は難しいと思うんですけども、用途変更にさほど問題はないというふうにお考えなんですか。

酒井企画政策課長　問題がある、なしというよりも、まず位置を決めていただいてから手続に入っていきたいと思っておりますし、おおむねのところについては市有地がメインになっておりますので、まだわかりませんがそう大きな影響はないと聞いております。

関矢委員　これは、執行部に言うことではないのかもわかりませんが、先ほどから言っております特別多数議決で我々が庁舎の位置を決定した、仮にですよ、仮になんていう話をしてはいけませんけれども、用途変更ができなかった、その場合はまた元にもどすんですよ、この庁舎の位置を。そのときも特別多数議決なんですよ。3分の2必要なんですよ。これは議員の皆さんにしかりと考えていただきたいと思いますが、それほど私は特別多数議決というのは慎重にやるべきだと思っております。ですので、ここに決めるのであれば、しっかりと地域の皆さんに用途変更の説明をして了解を得る。そのように頑張っていたいただきたいと思いますが、いかがですか。

酒井企画政策課長　順次、手続を踏みながら進めていきたいと思っております。

渡辺委員　今のことに関連させてなんですけれども、合併特例債は、位置が決まっていなかったとしても合併特例債の申請はできるということでありました。そうしますと、ここの用途変更につきましても、将来的に建てるということで説明に上がり、そしてまたそれに



よって皆さん方の合意が得られたとってから位置を変更することでも一向に構わないと私は思っておりますが、順番的にそれはどちらでも構わないと思うんですが、先ほどの酒井課長のお話ですと、位置が決まってからさせていただきますというお話なんですが、位置が決まらなくてもできますね。

酒井企画政策課長　それはできるとは思いますけれども、こちらとしましては条例を決めてから進みたいということです。

大平(恭)委員　今の議論とは少し違うんですが、これはもともと庁舎の建設だけの計画ではありません。再編ということですので、私は非常に不備があると思うんです。とかく建設場所だけに特化した議論になっていたと思うんですが、実は影響があるのは既存の庁舎をどうするかという話を同時並行で行うべきであったし、こういう局面になっていけばはっきりとした形を、それぞれの庁舎をどうするのか方向を見せることが、13日に説明をする場面でもはっきり打ち出せる。市民はそのことについて意見を出せると思うんですね。これからやると言っている以前に伺ったときも、来年以降ですと、議決があつてからですという話を伺いましたけれども、これは庁舎建設だけの問題ではありませんので、やはり同時並行でしっかりと当局が方針を出して、それぞれの例えば今の小出地域に建つ小出庁舎はどうなるんでしょうとか、あるいは湯之谷が一番新しいんですけどどうするんですとか、非常に市民は関心があるところだし影響も大きいと思うんですよ。そこら辺の議論が、全くではありませんがほとんどされていないというのは、非常に私は不満を持っています。その上で伺いますけれども、当局は既存の庁舎、守門庁舎は支所化ということを示していますけれども、ほかの庁舎についてどのような考えを持っていて、市民に対してどう対応していこうかなという考えがありましたら聞かせてください。

酒井企画政策課長　全体的なことについては、基本計画にありますように28年度中に進めていくことにしております。ただ、それには地元の関係者、関係団体との話をきちんとする中で進めます。基本的には、例えば耐震化ではない施設は廃止する、残せるところは残す、これからお金のかかるところは廃止するといったことで考えをまとめていこうとしております。全てを壊す、全てを残すという考えではありませんので、これからの協議にさせていただきますと思います。

大平市長　補足させていただきます。全体としては決まっておりますが、新しい庁舎をつくると決まらないうちは、なかなか既存をどうするかというところまではいきません。これで位置の決定がされれば、そこに話は向けられると思うんです。わかっている内容だけお話しさせていただければ、これはあくまでもまだ決定ではありませんが、小出庁舎の公民館は、御存じのようにもう使えない状況になっております。あわせて小出庁舎も壊します。跡地利用は、まだ決まっております。入広瀬庁舎は、既に庁舎の隣の施設は解体し、今は1階に郵便局があり、2階に市民センターの事務所がありますが、その上には公民館機能を入れました。今のところそうした複合施設としてこれからも利用していこうと思っております。守門庁舎は、商工会、公民館、学童保育が入り、それから北部振興事務所機能が入っておりますが、私たちとしては、今回の再編が本当に進む中では、支所という形で、今は事務所ですので機能をもっと強化したい。それは、ずっと前からの願いでありましたが、この再編が進む中ではもっと予算をつけた支所という形にしたいと思っております。特に、議員も守門出身の議員でいらっしゃいますので、ここは北部振興という

中では非常に重要なところでもあります。医療は診療所もありますし、それぞれのコンパクトな機能は全てそろっておりますが、事務所ではなく支所ということが必要だと考えております。広神庁舎と湯之谷庁舎については、まだ決まっております。ただ、広神コミュニティセンターをどうするか、図書館もありますし、多くの利用者がある体育館も機能していかなければならないと思っておりますので、これはやっぱり地域の皆さんの意見を聞くことも重要ですので、そういった中で決定していきたいというふうに考えております。

大平(恭)委員　今はっきりしているのは、今、市長がおっしゃったようなことです。13日の説明の中で、もし市民からそのような問いがあれば、そのようにお答えするという形でしょうか。

大平市長　決定だというふうに言われると困るんですが、そんな思いがあるという話はさせていただいてもいいのかなと思います。

大平(恭)委員　市民と一緒に考えていくということを今おっしゃいましたので、格好の機会ですのでぜひそういう場で一番市民の関心のある身近な庁舎のことについて、忌憚のない意見をいただいて、それをもとに検討すると、そして来年以降どのように庁舎のあり方をつくっていくのか、そのこともしっかりとその場で意見をいただいて決めるという形で進めていただきたいと思いますし、残りの庁舎、堀之内それから湯之谷、広神について、気になるところだと思いますので、あいまいな形でも私はいいと思いますよ。決定して報告されるよりは、今はこうなんですとはっきり言って市民の意見を伺うという姿勢は、私は大事だと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います、どうでしょうか。

大平市長　1カ所、堀之内がありました。堀之内は、公民館の機能がありますので、そこも考えながらやっていきたいと思っております。あと、おっしゃったように、広くとなりますといろんな意見が出てきますが、その地域の皆さんを中心として、跡地利用については皆さんの意見をいただきながら、また、議会の皆さんとの話し合いになろうかと思っております、そういったことを進めてまいりたいと思っております。

大平(恭)委員　今とは別の話に行きます。確認なんです、説明会でも随分出た意見ですけど、アンケート調査をしないんですかと言ったときに、いま1つはっきりしない答弁だったんじゃないかなと思います。なぜ住民に対して意向を聞かなかったのか、改めて伺いますけれども、いかがでしょうか。

大平市長　なぜとらなかったと言われましたが、私としては、同じ話になって申し訳ないんですけども、共産党さんは反対されて既存の庁舎は2年間かけて決定できなかったという経緯があります。でも一本化というのは、市民検討委員会でも一本化を進めるべきだという話もいただいておりましたし、そういう中では、次はつくりますと決めて、それぞれ説明会を開いてきたという経緯の中であって、なぜアンケートをとらなかったかと言われても、とることは考えておりませんでした。

大平(恭)委員　意向を聞くというのは、最終的には議会とここで事務所の位置を決めるということがありますが、これを利用するのは、何回も言いますが市民ですよ。その前段として、どのような庁舎のあり方がいいか、あるいはどういう機能を求めているとか、どうしてほしいとかという具体的に細かい調査が私は必要だと思っていたし、なぜ市民からそうやって意見が出たときにあいまいな形だったのか、私は疑問に思ったものですから、今お聞きしました。でも、これからやっぱり市民と協働していく中では欠かせない作業だ

と思います。庁舎建設をやっている自治体というのは、往々にしてそれをやっているんですね。例えば説明会をやったから、パブコメをやったから聞いたということをおっしゃいますけど、率からしたらどうなのかということを考えると、やはり細かな調査は必要だと思いますよ。これからは今までやってこなかった分やるべきだと思いますが、今後について、今やるとはおっしゃいませんでしたので、ぜひそういうことを取り組んでもらいたいんですが、そういうお気持ちはありますか。

大平市長 委員のおっしゃる、やるかということは、市民の意見を聞きながら進めていくかということによろしいですか。そういう質問によろしいでしょうか。今まで議会の皆さんともこうやって議論を重ねてまいりましたし、市民説明会も1年間の中で市の考え方は示してまいりました。今ここで意向調査は考えておりません。

小幡副市長 先ほど用途地域の話が出ましたので、1つ補足をさせていただきますが、個人の財産にかかわる話だという質問が出ましたので、今、考えているのは、市有地、これから新たに求める土地を用途変更しようとしております。あの地域一帯を用途変更するのではないと理解いただきたいと思います。

星委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (14:39)

再 開 (14:50)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。

関矢委員 今ほど副市長のほうから用途変更のエリアは市有地の部分というようなお話がありました。この計画の図面の中でいきますと赤く塗ってある部分、ここだけを用途変更するという考えでよろしいでしょうか。

小幡副市長 先ほども少し申し上げましたが、これから買い求める、あるいは借りる土地も含めてですので、電源開発さんの土地、駐車場用地になろうかと思いますが、そこも含めて、先ほどの酒井課長がまだ不確定ですという話は、その部分があるためにそういった発言をさせていただいたということでございます。

関矢委員 電源開発の土地は、もともと準工業地域ではないですか。ここに示されておりますけれども。

小幡副市長 法面等も含めてということでご理解いただきたいと思います。

渡辺委員 先ほど他の庁舎の用途の使い方についても、同時並行で市長のほうでは今後やっていくじゃないんですか。そうすると、先に庁舎のほうを決めて、その後にはほかの庁舎のことを決めていくということですか。

大平市長 同時並行とは言っておりません。ただ、既存の庁舎をどう考えるかという話がありましたので、市としては一応今こんなことを考えておりますということでもあります。こういう話をしますと、こうだというふうな話にどうしてもいってしまうことが少し困るんですけど、全く考えていないわけではありませんし、構想の中で少し話をさせていただいたところでもあります。

渡辺委員 当然、庁舎のあり方と既存の庁舎のあり方というのは、お互いに関連づいている

ところもあるかと思えます。同じような機能を2つの場所につくすることもできませんし、できることならば既存の庁舎にあるべき機能は庁舎に持ってこなくてもいいというところもあったりすると思えます。そういった意味では、それぞれの既存の庁舎と今度の新庁舎の中身についてなんですけれども、リンクするところがあると思えますので、できるだけ既存の庁舎のことについても一緒に考えていただいたほうがいいのではないかと思います、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

大平市長　先ほど大平委員からお話がありました。私としては、もしそういう話が聞かれたらそれに答えられるかというようなことだったと思うんですが、大平委員の質問の中での答えて、市民説明会になろうかと思うんですけど、進めさせていただきたいと思っております。

渡辺委員　先ほどの大平委員の質疑に対する答えとして、すみません、私が理解が不足だったのか、私は同時にやるというふうには理解できなかったんですけど、しないということなんです。

大平市長　渡辺委員も御存じだと思うんですけど、今の段階で同時にということは、もうできない状況ですし、ただ構想として話せるところは話しますよということでもありますので、これから市民の皆さんを交えて意見を聞きながら既存の庁舎を考えていきますという答えてをさせていただきました。

渡辺委員　全体の中身が見えた中で、庁舎についても住民の皆さん方がこういうものをつくっていききたいということになってくるかと思っております。できるだけ、時間がない中で議論を先に進めなければいけないというのはわかるんですけども、ただ、いろいろな形が見えてこない中で、やはり不安に思っている方というのはいくらもいらっしゃると思いますし、先ほど金額的なこともそうなんですけれども、合併特例債をできることなら使わないほうがいいと私自身は思いますが、ただ合併特例債を使ってはいけないとも思っておりません。そういった中では、それがきちんと計画の中に出てこないうちに土地だけ決める必要は全くなくて、先ほどから言っているように合併特例債も位置を決める必要はありません。そしてまた、用途変更も位置を決める必要はありません。だとするならば、住民のいろいろな不安ですとか、そういったものを払拭しながら、なおかつスピード感を持って執行部には当たっていただければ、それで十分かと私は考えています。先ほども酒井課長からは、執行部とすれば位置を決めてからさせていただきたいということですので、そのところを考え方が違うのだなというふうに思っております。ただ住民がどちらを先にしたほうがいいかということについては、位置を決めてからいろんな調査をしたほうがいいと思うのか、あるいは位置は決めなくてもいろんなことをスピード感を持ってしてほしいと思っているのか、そのあたりはまだまだ調査が足りないのではないかとこのように思っております。いかがでしょうか。

星委員長　渡辺委員、先ほど皆さんにお願いしたんですが、現庁舎の活用については、当委員会に与えられた大きな責務と考えますので、みんなでこれから一緒に検討しましょうということをお願いさせていただいております。その方向でご理解いただきたいと思います、よろしいですか。

渡辺委員　そちらについては、今後議論もさせていただきます。今、私は位置が決まらなくてもできるのではないかとこのことについて意見を求めたと思っておりますので、そちらの答弁

をお願いします。

酒井企画政策課長 位置をまず決めさせていただきたいのは、位置によって建物の形状等々、地形によってはかわってくることもあります。そういうことも含めて、まず位置を決めてから進みたいのが一番であります。その次に、庁舎建設を考える中でほかの今ある施設についても、並行して機能等の分担を含めて話を進める必要があると思いますので、まずはそういう順番でやりたいということでございます。

渡辺委員 位置の条例については、今ここで決めなくても、その位置で今後進めていくという形でしていくことによって、もし何か不都合があったりなんかしたときでも、またいろいろと議論ができる余地を残しておく。そしてまた、住民がどのように考えているかというところもしっかりと見定めた上で位置を決めても構わないのではないのでしょうかということでも聞かせていただいたんです。

関矢委員 それではまた合併特例債についてお伺いしますけれども、先ほど合併特例債、金額が決定するのはいつだということ、最終的には事業が終わらないと最終の金額にはならないかと思うんですけれども、年次ごとに借入れを起すということなんですけれども、基本設計ができたときにある程度の金額が出てくると思います。その事業費のどこまでが合併特例債の対象になるのか、ならないのか、その95%を起債できるわけなんですけれども、その数字が出るのはいつなのか。

酒井企画政策課長 概算で想定する段階と、基本設計を進める段階で、順次そのようなことが可能だと思います。ただ、これも今回位置の条例を決めていただいて進むスケジュールになっておりますので、基本設計に早く入って出したいということでもあります。

関矢委員 確認を取りますけれども、住民の声を聞きながら基本設計をやっていくんだと。そうすると大方の形ができてくるかと思えます。その中で総事業費、概略になるかと思えますけれども、決定し、そのどこまでが合併特例債の対象で、その95%を起債するんだというのは、基本設計ができあがった時点でわかるということでもよろしいでしょうか。

酒井企画政策課長 最初は概算金額により算出し、基本設計ができた段階で変更等確認を取りながら進めていきたいと思っております。

関矢委員 それと、基本計画の中に合併特例債の償還について、5年据え置き30年償還ということを計画しているみたいですが、ここはまだ確定していないと思うんですけれども、この辺の県との折衝、必ずこれになるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

酒井企画政策課長 直接担当をしておりますので詳しく言えませんが、これまでのやり方ですと、こちらのほうに裁量があると考えておりますが、県との折衝はこれからですので、担当がそう言っている上ではまず心配ないだろうと思っております。

関矢委員 合併特例債、市中銀行からの借入れになると思うんですけれども、1%の利息で計算されておりますけれども、これは国や金利の情勢等がかわればかわるんでしょうけれども、今の現状で1%ということを見込んでいますみたいですが、その辺の確実性というのはどうでしょうか。

酒井企画政策課長 あくまでも今現在の想定ということでもありますので、実際の金利については、そのときの金利によります。今は正確なことは申し上げられないということです。

下村委員 きょうの議案は、市役所の位置を定める条例についてであります。多少なりとも出ているんですけれども、3分の2というのは位置を決めることが3分の2であって、新

庁舎を建設するという事は3分の2は要らないわけでありまして。魚沼市は旧6カ町村が対等合併したので、この位置を決めるのは大変だろうということで合併協でも10年以内という協定だったんですが、それがやっぱり非常に時間がかかって、2回議会の否決がありましたけれども、やっとここで新庁舎建設を大方の議員の皆さんが賛成した中で、3分の2の賛成をいただくことが大変重要ですので、その後のことは十分審議していかなければならない問題ですので、関連した質疑はいいんですが、外れたというか、そういうところまで議論している面があります。きょうは、庁舎の位置を決める条例を主体に議論をやっていたかと思いますが、委員長、どうですか。

星委員長　　下村委員の意見を十分考慮しながら、委員会を進めさせていただきたいと思えます。

富永委員　　確認させていただきたいんですけども、用途地域の変更については、新たに買取なり借地契約をするなりというその範囲のことを考えていられるようですけども、そうしたときにその隣接地、民地ですね、そういったところに用途変更があることによる影響はないんですか。

桜井土木課長　　今回変更したいという場所につきましては、それぞれ地形地物で分断をされておりまして。そういった点で申し上げれば、隣接地への影響は全くないものと思っております。

富永委員　　全くないと考えている。確証ではないですね。

桜井土木課長　　なかなか絶対という話は私どもとすればできませんので、担当としては全くないものと思っております。

富永委員　　じゃ、違う内容を質疑させていただきますが、やはり今回のテーマも庁舎の再編ですので、先ほど委員も言われましたけれども、新庁舎のことを考えると同時に、やはり旧庁舎の活用をどうするかというのを、これがなければ再編計画とは自分は考えられない、そういうふうに思います。その中の1つに新庁舎をつくらうという考えの1つに、行政事務の効率化だとか、ランニングコストの削減だとかということもございましたけれども、そうであるならばなおのこと現在利用している庁舎をどういうふうに活用しようかという、その辺の考えがない中で、そういう状況の中で位置を決定しようという、その辺のところ少しやり方として何といいますか、乱暴というか何というか、そんな気がしますが、いかがですか。

星委員長　　この件については、先ほどから何人かの委員から発言がありました。答弁させていただいておりますのでよろしいかと思えますが、いかがですか。

富永委員　　自分は自分の都合でちょっと遅刻してしましまして、その辺のところは聞いてなかったもので、もう一度確認させてください。

星委員長　　後で会派の代表から聞いてください。

大平(栄)委員　　今、土木課長からの答弁は、ちょっと違うんじゃないかなと言いたいです。あそこに庁舎ができた場合には、場所によっては固定資産税が上がるんじゃないですか。そういうことも今は関係ないけれども、財産的にそういうこともあるんじゃないでしょうか。

桜井土木課長　　先ほどの質問は、用途変更によってかわるかどうかというお話でしたので、それでかわることはないというお話をさせていただきました。

大平(榮)委員　私はその先を言っているんです。その先を考えてください。あり得ると思うんです。絶対ということはありませんし、用途変更した場合には、あそこが便利になれば恐らく固定資産税も上がると思うので、そういうことはあり得ると思いますがいかがですか。

酒井企画政策課長　土木課長は、用途変更のことで答えました。それが後で道路整備を含めたり便利が高まってくれば、そういうことは十分考えられますので、それはその次の段階の評価になるということでご理解いただきたいと思います。

富永委員　今ほどの答弁の中で、財産的な面で税金のところでは上がる可能性があるというふうな話がありました。だとすると、先ほどのやりとりの中で、用途変更については地域にまだ説明をしていないし、位置の条例が決定してから地域の中で説明したいということと、あとはそれと同時に地域の周辺の皆さんから陳情書が出ているのでということもございましたけれども、税金だったり何らかの影響が出るのであれば、やはり位置条例を決める前に地域の人、市民の皆さんにも説明していく必要があると思うんですけれども、その辺いかがですか。

星委員長　庁舎ができると資産価値が上がるから固定資産税が上がると、これがどうですかということですか。

富永委員　そういう内容を地域の人に事前に説明すべきでしょうということです。

酒井企画政策課長　市民説明会の段階では、その可能性も含めて説明していきたいと思っております。

富永委員　これから市民説明会というのは、今回の13日のことですか。

酒井企画政策課長　今回、位置を決めていただいてから、その後用途変更に関する説明会を行っていくという意味です。

富永委員　そういう手法ですと、これは市民の皆さん、これから新庁舎を建設しようとする周辺の皆さんの理解が果たして得られるのだろうかということが考えられます。やはりきちんとその辺のところも、いろんな状況も踏まえて、それをちゃんと説明して、それから位置を決定する条例ということであれば理解ができますけど、用途変更の説明もこれから、旧庁舎の活用についても来年からの議論、いろんなところでそういうふうなことを言われていますけど、やはりそういったのをトータルで議論し説明して、なので新庁舎をこういったところにつくりたいということではないと、非常にうまくないかなと思います。何度も同じようなことを言いますがいかがでしょうか。

酒井企画政策課長　説明に関しての内容ですけれども、評価が必ず上がるとは確定しておりませんが、これからの話になりますので、それはまだできないと思っております。ただ、地形地物で考えると影響は少ないという話はできると思います。そのほかに、地域のほうからも協力するという要望が出ております。その方々は資料をご覧になっていると思いますので、そういう点では理解いただけるものと考えております。

富永委員　はっきりしないからということではなくて、そういう可能性がもしもあれば、やはり説明するべきではないでしょうか。

酒井企画政策課長　説明はさせていただきますので、まずは位置を決めさせていただいてから関係のところに戻っていきたいということです。何も説明しないということではありませんので、きちんとした形でさせていただきます。

富永委員 何度も言っただけなんですけれども、位置を決めてからという説明を言われていますけれども、それで果たしていい行政事務の仕事なんですか。そこはやっぱり違うんじゃないでしょうかね。いかがでしょうか。

星委員長 下村委員が言いましたように、きょうは議案第94号に沿ってお願いします。

富永委員 委員長、それは違うでしょう。だからこそ質疑しているわけですよ。それは違いますよ。

大平市長 私たちは、決まらないうちに市民説明会に出るということは、議会に対してどうなんでしょう。今までの中でそういったことが多々あった中で議会軽視だと大変しかられたこともあります。順序としては、ここで議論させていただいて、決まった中で市民説明会を。今回の場合、何でそういう形になるかと言いますと、新しい庁舎の話が出たときに、あるコミュニティ協議会を中心とした地域の皆さんからきちんとした形で要望書が出ました。それについて協力をするという話の中で来ておりますので、私たちは地域の皆さんがそう考えているものだと考えております。ですから、細かい説明については、この後説明に行くのと約束させていただきます。

富永委員 要望書の出ている地域のほうに説明すると言われてはいますが、それと同じように市内全体に説明が必要ではないんでしょうかね。

酒井企画政策課長 用途地域の変更については、関係者の皆様に説明させていただきます。

富永委員 何度ものことを先ほど声が聞こえましたが、自分が言っているのは、事前にその必要があるんじゃないでしょうかと言っているんです。

大平市長 その質問に対しては、こちらの考え方として答弁させていただきました。

佐藤(敏)委員 私は、位置の問題については、地元からも要望があり、関係団体からも要望があったと。病院が近くて、上のほうには合同庁舎がございます。非常にいい場所だと思っております。そして、特例債はこの機会を逃すと庁舎ができないということですので、特例債を使ってあの位置に立派な、市民の役に立つ庁舎をつくっていただきたいと思っております。ただ、13日に市民説明会を予定しているわけです。非常に大事な重要案件でもあるわけですので、会期中に決めるとしても、少なくとも13日の説明会の市民の意見をきちんと聞いて、もう一回ここで慎重審議して、多様な問題はこの会期中に解決しながら、早期に立派な庁舎をつくっていただくように提案いたします。

星委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (15:18)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (15:19)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。庁舎再編については、これまで当特別委員会としましても多くの時間をかけて調査及び審査してきたものであります。そして、本案は付託された審査議案でありますので、本日は延会とし、会期中に委員会を開催したいと考えております。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、延会



することに決定いたしました。本庁舎再編整備特別委員会は、12月15日午後1時30分から再開したいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定しました。定刻までにご出席くださるよう通知します。

## (2) その他

星委員長 日程第2、その他を議題とします。その他、委員の皆さんの中で、ご意見、協議事項等はありませんか。しばらくの間、休憩します。

休 憩 (15:21)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (15:22)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかにありませんか。(なし) これで、その他を終わります。本日の会議録の調整については委員長に一任願います。本日の庁舎再編整備特別委員会は、これで延会します。

閉 会 (15:23)